

## 姫路医療生活協同組合 訪問介護事業所 利用料金

(令和6年6月1日より)

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

### ☆介護給付（要介護1～5）

内容	提供時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満（算定要件あり）	163	250円	499円	748円
	20分以上30分未満	244	373円	746円	1118円
	30分以上1時間未満	387	591円	1181円	1771円
	1時間以上	567	865円	1730円	2595円
	以後30分を増すごとに+82単位	82	125円	249円	374円
生活援助	20分以上45分未満	179	274円	548円	821円
	45分以上	220	336円	672円	1008円
内容	提供時間	単位	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護に引き続き生活援助を行う場合	20分以上	65	身体介護の料金に99円加算	身体介護の料金に198円加算	身体介護の料金に297円加算
	45分以上	130	身体介護の料金に198円加算	身体介護の料金に396円加算	身体介護の料金に594円加算
	70分以上	195	身体介護の料金に298円加算	身体介護の料金に595円加算	身体介護の料金に892円加算

## その他加算について

加算名	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	306円/月	611円/月	916円/月
緊急時訪問介護加算	100	153円/回	305円/回	457円/回
早朝加算（午前6時～午前8時）	上記基本料金の25%増し			
夜間加算（午後6時～午後10時）				
深夜加算（午後10時～午前6時）	上記基本料金の50%増し			
2人の介護員等の場合	上記基本料金の200%増し			

※特定事業所加算Ⅰ（法定単位の20%増）と介護職員等処遇改善加算Ⅰ（法定単位の24.5%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

☆通常の実施地域以外へのサービス提供は、1回550円いただきます

### 加算説明

初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。

2ヶ月間訪問介護の利用がなく、再び訪問介護を受けた場合

緊急時訪問加算・・・利用者及びその家族より要請を受け、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

早朝加算・・・午前6時～午前8時の間にサービスを提供した場合

夜間加算・・・午後6時～午後10時の間にサービスを提供した場合

深夜加算・・・午後10時～午前6時の間にサービスを提供した場合

## 姫路医療生活協同組合 訪問介護事業所令和6年6月以降の利用料金

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

### ☆総合事業訪問介護（現行相当）

利用料（定額制）

＊下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
対象者 要支援1・要支援2・事業 対象者 訪問型サービスⅠ （週1回程度）	1176	1,495 円	2,990 円	4,485 円
対象者 要支援1・要支援2・事業 対象者 訪問型サービスⅡ （週2回程度）	2349	2,987 円	5,973 円	8,960 円
対象者 要支援2・事業対象者 訪問型サービスⅢ （週2回を超える程度）	3727	4,738 円	9,475 円	14,213 円

### その他加算について

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	255 円/月	509 円/月	763 円/月

☆総合事業訪問介護（訪問生活援助）

㊦介護予防サービス計画・支援計画により、週1回程度の利用が必要と認められた場合 週1回まで

㊧介護予防サービス計画・支援計画により、週2回程度の利用が必要と認められた場合 週2回まで

\*下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。（利用は週2回まで）

対象者：要支援1・要支援2・事業対象者

支給区分	単位	1割負担	2割負担	3割負担
20分以上 45分未満	179	183円/回	366円/回	549円/回
45分以上	220	225円/回	450円/回	674円/回

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の24.5%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

☆通常の実施地域以外へのサービス提供は、1回550円いただきます

**加算説明**

初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。

姫路医療生活協同組合 訪問介護事業所利用料 R6年6月1日 (宍粟市)

※利用料金は、介護保険負担割合証の交付内容に基づきご負担いただきます。

☆宍粟市介護予防訪問サービス（現行相当）

利用料（定額制）

\*下記の料金は、法定単位数に基づいて算出しています。加算の合算により、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

対象者：要支援 1・要支援 2・事業対象者

支給区分	単位	1割負担	2割負担	3割負担
標準的な内容の指定相当 ※（週 1 回程度）1 月の中で全部で 4 回まで ※（週 2 回程度）1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで ※（週 2 回を超える程度・要支援 1 を除く）1 月の中で全部で 9 回から 12 回まで	287	365 円	729 円	1,094 円
事業対象者・要支援 1・要支援 2 生活援助が中心である場合 所要時間が 20 分以上 45 分未満の場合 ※（週 1 回程度） ※（週 2 回程度） ※（週 2 回を超える程度・要支援 1 除く）	179	228 円	456 円	683 円
事業対象者・要支援 1・要支援 2 生活援助が中心である場合 所要時間が 45 分以上の場合 ※（週 1 回程度） ※（週 2 回程度） ※（週 2 回を超える程度・要支援 1 除く）	220	280 円	560 円	840 円

### その他加算について

加算	単位	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	200	255 円/月	509 円/月	463 円/月

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（法定単位の24.5%増）と地域加算（10.21%）を含んでいます。

☆通常の実施地域以外へのサービス提供は、1回550円いただきます。

#### 加算の説明

- 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成し、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。  
2ヶ月間訪問介護の利用がなく、再び訪問介護を受けた場合